平成２１年（フ）第４６号
滋賀県東浅井郡虎姫町大字酢273番地１、前住所滋賀県米原市下多良１丁目146番地
債務者　杉本　勝正
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２０年（フ）第１８１８号
仙台市泉区市名坂字東裏29番地の１　レックス本郷通り貳番館705、従前の住所仙台市泉区将監１丁目31番９号　グランディヒルズ将監202
債務者　山口　貴行
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７８６号
宮城県岩沼市二木２丁目６番20号
債務者　梶川　　修
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８５８号
仙台市太白区旗立３丁目10番18号
債務者　菅木　洋輔
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
群馬県前橋市富士見町原之郷748番地５
債務者　飯野　由美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３３０号
群馬県前橋市駒形町505番地34
債務者　山口　美也
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３３５号
群馬県渋川市石原846番地２
債務者　南雲　理子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３３６号
群馬県伊勢崎市長沼町601番地３
債務者　土屋　匡弘
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３３７号
群馬県伊勢崎市長沼町601番地３
債務者　土屋　由美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３３８号
群馬県渋川市渋川3972番地４　市営住宅入沢団地４号棟304号
債務者　高橋　寿代（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３４０号
群馬県前橋市本町２丁目16番７―205号　高橋ハイツ
債務者　吉田美知子（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３４２号
群馬県渋川市北橘町真壁1817番地６
債務者　萩原　政利
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３４４号
群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田1329番地46
債務者　橋爪　里美
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第４６３号
群馬県高崎市倉賀野町1631番地
債務者　染谷　勝実
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３２号
群馬県高崎市下豊岡町871番地４
債務者　青山みさき
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２３３号
群馬県甘楽郡下仁田町大字南野牧6501番地１
債務者　高橋　冴子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２０８号
埼玉県深谷市本田4077番地
債務者　南　　文雄
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部